



府消委第 289 - 2 号

平成 26 年 12 月 12 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正二



答 申 書

平成 26 年 12 月 5 日付け消食表第 312 号をもって諮問のあった、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について下記のとおり答申します。なお、諮問案を検討する過程において別紙の意見が出されたため、附帯意見として付します。

記

内閣府令

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について、別添の諮問案のとおりとすることが適当である。

※別添の諮問案は、消費者委員会ホームページに掲載
<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>

附帯意見

- 「食品中のリステリア・モノサイトゲネスの取扱いについて」(厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会資料) 10. 対応方針(4) その他の措置において、「食品健康影響評価結果では、リステリア・モノサイトゲネス感染症に罹患する原因として、冷蔵状態で比較的長い時間保管された食品など、リステリア・モノサイトゲネス(以下、「LM」)が著しく増殖した汚染食品を喫食している可能性が考えられるとしていることから、特に感受性集団(妊婦、高齢者等)に対し非加熱喫食調理済み食品全体に対するLMに関する注意喚起を行うこととする。」とされている。今回諮問された基準案の対象は加熱を前提とした食品であるが、チーズという食品においては加熱という定義を消費者がどのように理解するか、かなりのばらつきが予想されるため、十分な加熱をしないまま喫食してしまう可能性もあると考える。このため、保存中にLMが著しく増殖する危険性がある可能性に鑑み、加熱、非加熱を問わず、LMに関する注意喚起(どの程度の温度で何分の加熱が必要、加熱しなかった場合の警告 等)の食品への表示を通知により事業者に求めるといった追加措置を講ずるべきである。